

01 所得税の確定申告が必要な方

- ◆事業を営む方で、所得金額が所得控除の合計額よりも多い方
- ◆給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方
- ◆給与を2カ所以上から受け、年末調整をされなかった給与の収入額と、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方

◆年金受給者で源泉徴収税を納付している方
注) 公的年金などの収入金額が400万円以下でかつ、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、確定申告は必要ありません。

02 町道民税の申告が必要な方

- ◆所得税の申告を必要としない方で給与・事業・不動産などの収入がある方（給与のみで年末調整済みの方を除く）
- ◆国民健康保険に加入している方

注) 収入のない方、または少ない方でも、申告がなければ、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置の対象になりません。

03 申告で用意するもの

- 印鑑（シャチハタ不可）
- マイナンバー（個人番号）が分かるもの

<マイナンバーカードをお持ちの方>

- マイナンバーカード

<マイナンバーカードをお持ちでない方>

- 通知カードおよび身元確認書類（運転免許証、パスポート、保険証などのうちから1つ）

- 収入の分かる書類（給与・年金のある方は源泉徴収票）

- 本人名義の銀行など口座番号が分かるもの（税金が還付になる方）

- 所得控除を受ける方は次の書類

<生命保険料、地震保険料>

各種控除証明書

<医療費控除>

医療費の明細書、セルフメディケーション税制の明細書（どちらの用紙も税務課に備え置き）

注) どちらも事前に作成してください。

<社会保険料控除>

社会保険任意継続保険料、国民年金保険料（控除証明書の添付が必要）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書または証明書

<住宅借入金等特別控除>

登記全部事項証明書、売買契約書または請負契約書、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書など

注) 詳細は2ページの税に関する相談・問い合わせ先にご相談ください。

<障害者控除>

障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書などの確認ができるもの

注) 介護保険の要介護認定（要支援は除く）を受けている65歳以上の方は、障害者手帳などの交付を受けていない場合でも「障害者控除対象者認定書」の交付により、障害者控除の対象となります。

町税納期限

納税は便利な口座振替をご利用ください

3月1日（月）

国民健康保険税 ⑧期

介護保険料 ⑧期

後期高齢者医療保険料 ⑧期

全てコンビニで納付ができます

課税内容の問い合わせ 町税務課課税グループ ☎ 73-7505 納税などの相談 町税務課収納グループ ☎ 73-7506

住民税係

8

所得・課税証明

お早めに！忘れずに！

税の申告

申告期間
2/16（火）
↓
3/15（月）

所得税の確定申告、町道民税の申告の時期が近づいてきました。必要書類などをご用意のうえ、期日までに、正しく忘れず申告しましょう。

申告相談日

※時間に余裕をもってお越しください。



【平日申告相談】

期 日	時 間	場 所
2月16日(火)～ 3月15日(月)の平日	8:30～12:00 13:00～17:00	役場1階税務課⑧番窓口 ☎ 73-7505
2月25日(木)	9:00～13:00	南部公民館 ☎ 75-2111
2月26日(金)	9:00～13:00	農村環境改善センター ☎ 72-6040

【休日申告相談】

期 日	時 間	場 所
2月28日(日)	8:30～12:00	役場1階税務課⑧番窓口 ☎ 73-7505

注) 昨年実施した、新型コロナウイルス感染症の影響による受付期間の延長は未定です。

注) 2月25日(木)と2月26日(金)は出張申告のため役場1階税務課窓口職員が少なく非常に混雑します。

注) 事業所得、不動産所得、譲渡所得のある方は、岩見沢税務署へご相談ください。

ホームページをご活用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>)では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、税額が自動計算され、確定申告書を自宅で簡単に作成することができます。



税に関する相談・問い合わせ

申告内容は個人によって異なります。申告の仕方や書類など、ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

【岩見沢税務署】

☎0126-22-0810

【町税務課課税グループ】

☎73-7505

